

計画事業に係る事後評価記載様式(最終年度)

総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備したか。

法定協議会を2回開催、また下部組織である幹事会を2回開催し、地域の公共交通を活性化するため「佐渡市地域公共交通総合連携計画」に基づき、試行的に事業を実施。その中で問題点の検証、事業見直しの要否、利用料金の適正な設定、財源の検討を行い本格化実施する事業の洗い出し及び実施にあたり環境整備を行った。

また、まだ本格化しない(今後も検証が必要な)事業について、引き続き検証を図るため次年度以降の事業内容、財源について協議を行った。

計画事業の実施

事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

観光二次交通の充実

平成21年度から島内観光二次交通として、個人観光客の路線バス利用を狙い実施。平成21年7月から土日祝日限定での運行を開始し、観光地バス停利用数は8,309人(51日運行)、平成22年度は経由観光地を増加したがカーフェリーの故障もあり6,745人(50日運行)に留まった。今年度はアンケート要望から運行期間を拡大(4月から11月、一部平日も運行)し、12,690人(105日)の利用であった。内訳として休日だけでなく平日も含むGWや夏休み等の長期連休での需要が突出した結果となった。

高齢者・通院者の外出支援と公共交通の利用促進

平成21年7月から高齢者75歳以上を対象に運賃割引(月4回1乗車200円で乗車可)を実施しており、平成22年に取り扱い窓口の拡大を行い、今年度からは割引の利用期間制限の拡大(3ヶ月12回1乗車200円で乗車可)を行った。また、遠隔地の居住者にとっては、割引制度・交通の便共に不利な状況であることから、平成22年度から直通便・乗換便(乗換サービス)を実施しサービスの公平性に努めた。今年度は直通便の拡大及び平成22年度に帰宅便の利用が悪かったことから乗換便の時間、乗換え区間の拡大を図った。結果として両事業が相乗効果を生み対前年度と比較しても利用は増加している。

路線バスの利便性向上とノーマイカーデー等の実施による利用促進

平成21年7月・11月から行政職員及び民間企業を含め実施。平成22年度に参加者に対し特別運賃としてバス運賃を200円と設定しバス利用者の増加に効果があったため平成23年度も引き続き特別運賃を実施。また乗換えによる2便目以降の運賃を100円とし特別運賃の拡大を行った。その他、実施期間を3ヶ月に拡大し継続性の強化を図ったことにより、のべ参加数は1,261人/18日(H22年度638人/7日)、CO2排出削減量は2.8t(H22年度1.7t)に増加した。しかし路線バス利用での参加が前年約170人/月から約75人/月に落ち込んでおり、実施季節の影響もあるが、通勤に対応したダイヤ・路線編成への課題は残っている。

多様な運賃割引サービスの導入

学生の更なる路線バス利用の促進を図るため、市立小中学校の夏休み期間となる7月23日から8月31日まで高校生以下の学生を対象に既存の「夏休み1dayフリー券」を特別料金として割引販売を実施。利用は113名に留まり、その効果が低いことから今後改善を検討していく。

住民・地域の運営に関する参画

両津地区において、ジャンボタクシーを活用した電話予約型乗合タクシーの運行を平成24年1月3日から実施。運営の参画に意欲を示す団体がいないことから、協議会で成功モデルを形成しメニューを確立したうえで再度運営団体の検討及び育成を図る。

新しい交通体系・効率的な運行方法の検討

各種実証実験の結果をもとに連携計画に則って、今後の交通体系における中期目標の設定を協議中。平成23年度に島内の基幹病院である新佐渡総合病院が開院し、また島内の中心部に位置していることから、佐渡総合病院を中心とした新たな路線網の形態について素案を作成中。

(~ 佐渡市HP：第2回協議会会議経過 中間報告資料、事業計画及び予算(案)資料を参照)

具体的成果

定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。
その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

総合事業計画において利用者数、収支率、利用者の満足度で事業評価を行うこととしている。

観光二次交通の充実

各系統における利用者数及び経由観光地の停留所での乗降者数を運転手による記録から把握し、路線・月別で事業評価を行っている。また、平日運行の検証から一部月においては日別での評価も実施している。また、財源の問題から運行終了後に収支率の検証及びアンケートによる利用者の満足度調査も実施している。高齢者・通院者の外出支援と公共交通の利用促進

割引券の利用枚数及び、利用者をナンバー管理し利用数及び利用傾向を把握し事業評価を行っている。また、直通便・乗換便に関して利用者数、特定停留所の乗降者数を運転手による記録から把握し、対前年度利用数との比較により事業評価を実施している。また、利用者の満足度について、アンケートを実施し満足度の評価を行う。

路線バスの利便性向上とノーマイカーデー等の実施による利用促進

参加者からの参加報告書をもとに参加数及び参加交通手段を把握し、過去の実績データと比較し事業評価を行った。また、アンケートから参加者の満足度を調査している。

多様な運賃割引サービスの導入

運行事業者からフリーパス券の販売実績を把握し、市内の学生数から利用率を導き事業評価を行った。また、アンケートから割引サービスの満足度の調査を実施している。

住民・地域の運営に関する参画

予約状況及び利用者数を運行事業者からの定期的な報告で把握し、集落・日別・目的地別に事業評価を行う。また、事業後に収支実績の検証及びアンケートによる利用者の満足度調査も実施する。

新しい交通体系・効率的な運行方法の検討

上記 から 及び平成21・22年度の実験結果をもとに、今後目標とする具体的な交通体系ビジョンの作成を行う。

(佐渡市HP：第2回協議会会議経過 議事録及び会議資料を参照)

実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

【目標1：市内を結ぶ公共交通ネットワークの整備】

「高齢者・通院者の外出支援と公共交通の利用促進」により、直通便の運行や乗換サービス等を実施し、支線・幹線を位置づけ、公共交通ネットワークの整備を進めている。

「住民・地域の運営に関する参画」により、交通空白地域での地区内路線の運行を実施し、支線・幹線との組み合わせによる公共交通ネットワークの整備を進めている。

【目標2：「持続可能な公共交通」を実現する戦略的な運行】

「観光二次交通の充実」、「高齢者・通院者の外出支援と公共交通の利用促進」、「路線バスの利便性向上とノーマイカーデー等の実施による利用促進」、「多様な運賃割引サービスの導入」により、需要の喚起、意識啓発などを実施し、持続可能な公共交通の実現に資する事業である。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

自立性・持続性

1 事業の本格実施に向けての準備

実施した事業を本格実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。

観光二次交通の充実

今年度までの3年間の実績から利用は増加の傾向にあるが、本線を除き依然収支率は悪く財源的に継続は難しい。しかし、利用観光地の利用数偏り及び利用者の多い長期連休（GW、夏休み）の期間があることから、路線及び運行時期をピンポイントに絞ることで効率化を図り持続可能なものとする。以上により問題点の検証を行ったものとする。

高齢者・通院者の外出支援と公共交通の利用促進

a 高齢者の割引サービス

平成21年度より経年的に利用者は増加しており、高齢者の外出支援及び公共交通の利用促進に効果を与えている。しかし、財源面において、割引による運賃の減収額は利用者の増加と共に少しずつ解消されてはいるが、まだ現時点で持続可能な交通体系には至ったとは言えない。

以上の問題はあるが、今後も高齢者のバス利用数の増加が見込めることから、今後は市が一定の財源負担を行い、サービスを継続実施し、更なる検証を図ることと考え問題点の検証を行った。

b 直通便・乗換サービス

直通便及び乗換サービスにより中心部の病院への利用が伸びているが、行き便の利用に対し、帰宅時間の分散により帰宅便の利用が少なくなっている。このことより時間帯別の利用者の需要を考慮し、需要の高い時間帯を直通便、需要の分散化する時間帯を乗換サービスの拡大で対応する事で路線の重複区間の解消による効率化も合わせて図るべきと認識し、問題点の検証を行った。

路線バスの利便性向上とノーマイカーデー等の実施による利用促進

運賃割引を実施しても、路線によっては通学を基準としたダイヤであることなどから、通勤・退勤時の動きに「バス」が対応できていない状況である。一方、ノーマイカーデーとしての意識啓発の効果はあるため、今後は、健康・環境面への配慮を主体としながら公共交通の利用促進を図ることと認識し、問題点の検証を行った。

多様な運賃割引サービスの導入

学生に対する運賃割引は、効果が低い状況であり、事業そのものを見直すこととする。

住民・地域の運営に関する参画

平成24年1月から運行を開始しており、今後利用状況を見ながら、利用方法・運行エリアの要望、意見を把握し、問題点の検証を図っていく。また、平成24年度の実証実験継続を検討している。

2 事業の実施環境

当該事業の本格実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。

来年度以降における路線バスの本格運行の実施にあたっては、もとは市の廃止代替路線として補助金による運行をしていた路線の収支改善等を図り本格運行に至るもののため、財源は市補助金及び県の生活交通確保対策運行費補助金となる。また、一部で実験的に継続して行う事業は、市負担金による協議会事業として行うことで、第2回協議会で示した。なお、市負担金予算について、佐渡市議会へ新年度予算案を提出し審議してもらうこととなる。

住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を本格実施する環境を整備したか。

デマンド運行を検討している団体へ電話予約制乗合タクシー事業の運営を依頼し協議を重ねたが、最終的に辞退の申し出があった。また、他団体に関しても実施に意欲を示すところはないため、協議会と運行事業者で乗合タクシー事業を行い成功モデルを形成し、完成されたメニューとして地域が運営しやすい環境の整備を行っている。

住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっていたか。

法定協議会における審議事項は、協議会要綱により制定されており、計画事業の進め方、計画事業の実施状況、計画事業に係る自己評価、その他法定協議会において必要と認められた事項となっている。また、平成23年度第2回協議会において、過去の実験結果を元に次年度以降における連携計画に向けた中期目標の素案を示し、今後の審議事項として追加されたところである。

協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられていたか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められていたか。）。

法定協議会の要綱において「住民又は利用者の代表」が協議会構成員として規定されており、佐渡市の老人クラブ連合会、佐渡市連合婦人会、小中学校PTA会長、各地区民生委員（4人）が含まれている。また、それぞれの出身地区の均等に振り分けられており、住民の意見が計画事業に反映される仕組みが設けられている。

計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されていたか。

法定協議会において、計画事業の内容・スケジュール、事業結果、次年度以降の連携計画の進め方が報告・審議され計画事業を実施するにあたって法定協議会が適切に開催された。なお、平成23年度第2回協議会では連携計画における次年度以降の中期目標の設定、本格化事業、継続検証事業の審議がなされた。

協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されていたか。

法定協議会の運営要綱において、議事の傍聴は原則可能であり、会議日時においても事前にプレスリリースを行っている。また、議事録・会議資料についても佐渡市HPにおいて会議開催後速やかに開示している。

地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を本格実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

平成20年度の連携計画策定時に、平成21年から23年の3ヵ年で着手する事業の審議・合意が成されている。また、法定協議会において、実施した事業計画に係る結果及び自己評価を報告し審議された。また事業結果及び評価から今後の交通体系における中期目標の設定を協議しており、それに段階的に移行するために引き続き継続して検証する事業及び本格運行に移行する事業の計画案も協議会にて承認を得ている。今後関係機関と協議・調整のうえ最終的な詳細な次年度以降の計画を示し第3回協議会で審議を受け合意を得ることで、地域関係者との実質的な合意が形成されることとなる。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。